

NICONICO

防災マニュアル

[総則]

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定める。

第1に、人命の保護を最優先すること

第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ること

第3に、余力がある場合には近隣住民や施設への協力にあたること

[想定される災害および対策]

(1) 地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがある。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定され、さらに電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得る。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する。

⇒安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

(2) 火災（火事）

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要となる。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要がある。

⇒現場確認、通報、避難誘導、初期消火

(3) 台風・大雨（風水害）

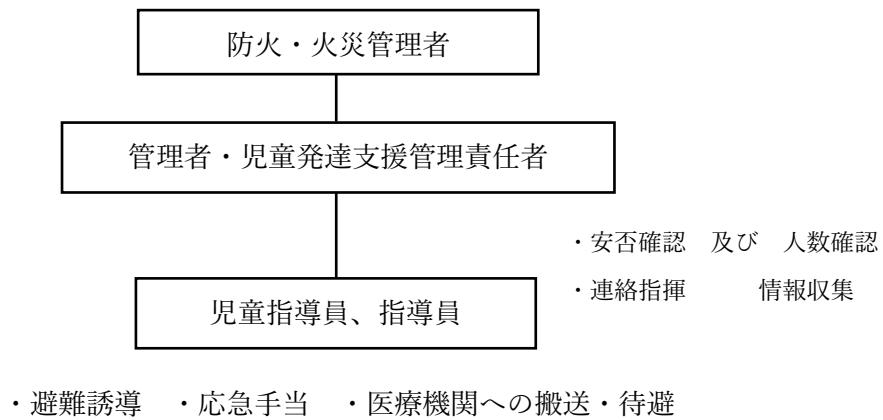
台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断され、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定される。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもあり得るため、孤立した際の対応も描いておくことが重要となる。

⇒土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保

[災害時における緊急の組織体制]

(1) 緊急時における職員の組織内容は以下の通りである。

(災害対策室)



[緊急連絡網]

(1) 緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ②連絡は簡潔に。長電話は避ける。(定型文で迅速化を図る)
- ③連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
- ④被災して怪我や被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

[情報の収集と提供]

(1) 収集方法等

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録（建物）	・事業所職員が収集 ・建物の被害調査を、建築業者に依頼
被害状況の把握と記録（設備、物品等）	・事業所職員が収集 ・業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 （水道、電気、ガス、電話、インターネット他）	災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集
連絡（その他関係先）	・関係防災情報一覧表による

(2) 注意事項

- ①職員の安否確認を行う。(建物内の職員、施設外出務中の職員)
- ②けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急措置を行う。
- ③収集した情報は、まとめて張り出す等(誰にでも見られる状態に)して、情報の一元管理を図る。
- ④災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- ⑤勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

(3) 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政情報	消防	奈良県広域消防組合 磯城消防署	0744-33-2461
	警察	天理警察署 田原本駅前交番	0743-62-0110 0744-33-1625
	市	田原本町 安全防災係	0744-34-2059
	県	奈良県 障害福祉課	0742-22-1101
交通情報	道路	近畿運輸局 奈良運輸支局 日本道路交通情報センター	0743-23-0023 050-3369-6666
	鉄道	近鉄電車テレフォンセンター 近鉄 田原本駅	050-3536-3957 0744-32-2519
ライフライン	電気	たけむらでんき	0744-32-2371
	ガス	山田燃料店(プロパン)	0744-32-2137
	水道	浅井水道設備商会	0744-32-4533
	電話	NTT 西日本 電話の故障に関する問合せ NTT 災害用伝言ダイヤル(171) NTT 災害用伝言版(web171)	113 171 web171
気象情報	気象	気象予警報	177

【国土交通省】防災情報提供センター [ホームページ] <http://www.bosaijoho.go.jp>

[応急救護・初期消火・避難等]

(1) 初期活動一覧表

応急救護	職員による 応急措置	・とりあえず職員による応急手当を実施する
	医療機関への 搬送	・119番通報により、救急車を要請する ※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する
初期消火	火の始末	・地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する [点検場所] ガスヒーター（冬季使用時のみ）
	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる (2) 119番通報を行う (3) 火災が大きくなるうちに、初期消火に努める （消火器、水バケツ等） (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する
	避難場所	・磯城野高等学校 ※原則として屋外に出るものとする
	非常持ち出し	・あらかじめ非常用ナップザックを準備し、必要なものを収納しておく 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、利用児童名簿、職員名簿等
	大地震発生時の 落ち合い場所	・日頃からあらかじめ、施設建物も使用できなくなるような壊滅的な大被害の大災害時に備え、落ち合い場所（施設近くの公園など）を指定しておく（職員全員に周知徹底しておく） ・落ち合い場所を変更する場合や、落ち合い場所に集まることができない場所は、「災害用伝言ダイヤル171」を利用する

(2) 地震発生時の心得

【地震の心得10ヶ条】

① まず体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかき、しばらく様子を見る。
(窓ガラスからも離れる)

② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をする。
(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ)

③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声を掛け合い、皆で協力して初期消火に努める。(大地震で恐ろしいのは火災)

④ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動する。(外へ出る時は、頭を保護し、靴屋スリッパ等を使用して怪我の予防に努める)

⑤ 危険な場所には近寄るな

危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいる時は、急いで離れる。

⑥ がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所に速やかに避難する。

⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動する。
デマに惑わされないよう注意する。

⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑧ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめ、背負うなどして、両手を使えるように空ける。

⑨ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難する。

「震災」：応急対策のポイント

(1) 安全確保

強い揺れが起きた時は、机の下などで頭部を中心として身体を守る。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図る。揺れがおさまってきたら、皆の安否を確認する。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施す。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置する。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保する。

建物の倒壊の恐れがある場合は、速やかに避難する。利用児童の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておく。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努める。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、速やかに所管の福祉事務所に報告する。

また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にする。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながる。

(4) 保護者への連絡

保護者待機室にいる保護者には、迅速に伝えて子どものそばへ来てもらう。館内にいない場合は、利用児童の安否を、必要に応じて保護者に伝える。

震災が発生した場合は、館内にいない保護者に連絡の上、帰宅させる。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておく。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録する。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意する。

「風水害」：応急対策のポイント

(1) 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難する。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図る。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認する。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施す。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置する。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保する。建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、速やかに避難する。利用児童の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておく。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、速やかに所管の福祉事務所に報告する。また、必要に応じて関係機関（医療機関、消防、市町村など）との連絡調整を密にする。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながる。

(4) 保護者への連絡

保護者待機室にいる保護者には、迅速に伝えて子どものそばへ来てもらう。館内にいない場合は、利用児童の安否を、必要に応じて保護者に伝える。

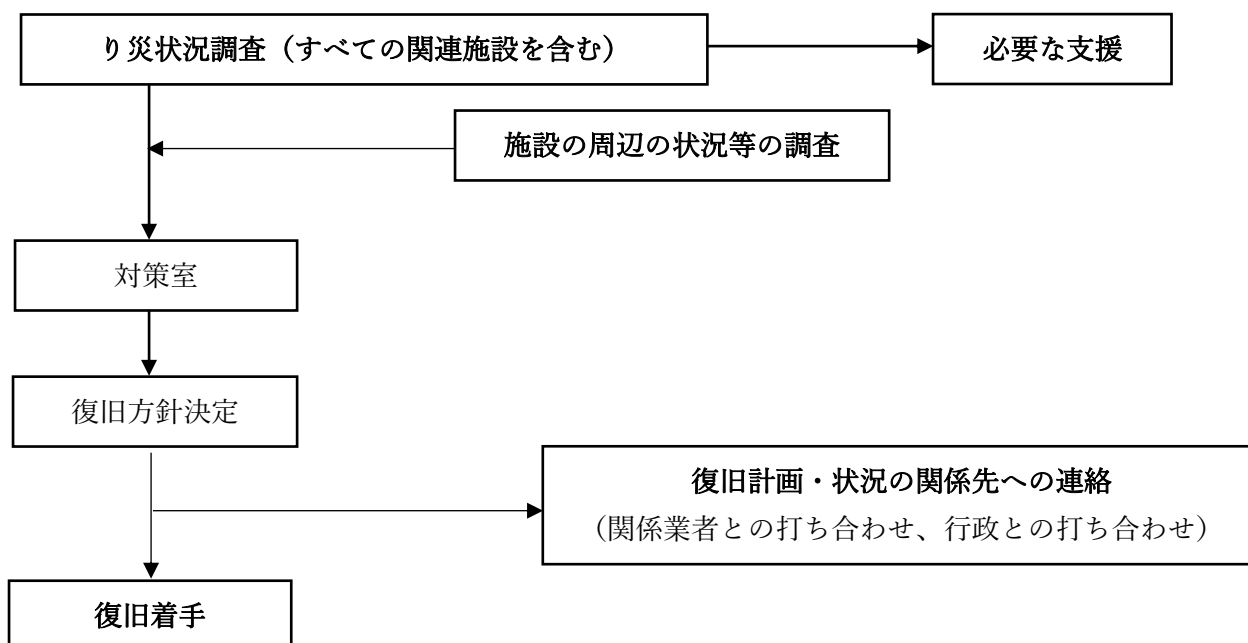
震災が発生した場合は、館内にいない保護者に連絡の上、帰宅させる。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておく。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録する。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意する。

[復旧対策]

(1) 復旧の流れ



(2) 留意事項

①職員室が使用不能時には、仮事務所を確保。

- ・第1候補 会長宅
- ・第2候補 教会内

②り災建物の警備体制を確保する。

③被災事業所が所在する地域社会の救援活動（および復旧計画）に、進んで協力する。

④避難場所の提供に協力する。

[日頃の備え]

(1) 防災資機材等の備蓄

非常用備品は下記の通りとする。

備蓄管理責任者は、毎年3月に、現時点の数量、内容物の保存状態を確認する。

	No.	品名	数量	保管場所	保管責任者
食料	1	飲料水・ペットボトル麦茶	24リットル	職員室	防火管理者
	2	食料品（カンパン、クラッカー、ラーメン、缶詰等）	一式		
生活用品	3	毛布・タオル	10枚		
	4	炊き出し道具 （カセットコンロ、カセットボンベ、鍋等）	一式		
	5	食器セット （皿、紙コップ、箸等）	一式		
	6	ティッシュ・ウェットティッシュ	2個		
	7	軍手	5組		
	8	防塵マスク	10個		
	9	防水シート	2枚		
機材他	10	救急箱	1セット		
	11	懐中電灯（予備の電池含む）	5個		
	12	雨具	10枚		
	13	使い捨てカイロ	20個		

※非常用備品の数量は、職員の人数、用途、目的等により判断し必要量を決める。

[避難経路・消火設備]

(1) 避難経路

指定緊急避難場所：磯城野高等学校

所在地：奈良県磯城郡田原本町 258

避難経路：当事務所より徒歩 5 分

(2) 消火設備

消火器・誘導灯

(3) 防災訓練・防災教育

①防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を年 1 回以上実施する。

訓練には、次の事項を盛り込む。

- ・地震発生時の初期対応に関する事
- ・災害対策室の設置及び運用に関する事
- ・情報の収集、伝達に関する事
- ・火災発生時の対応に関する事
- ・救出救護に関する事
- ・通報・初期消火・避難に関する事
- ・水害等の災害に関する事

②避難訓練

避難訓練を、利用児童の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的に行う。

③防災教育

次の教育を年 1 回以上実施する。

- ・当施設の防災マニュアルの概要について
- ・各員の任務と行動基準について
- ・災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- ・応急処置について

④その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

[別紙]

ハザードマップ

田原本町洪水ハザードマップをダウンロード印刷し、避難場所及び利用児童の自宅を記して保管する。